

神監 1 第 320 号
令和元年 8 月 29 日

A 様

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	吉	田	基	毅
同	山	本	嘉	彦
同	河	南	た	だか

定形外・簡易書留による通知に関する住民監査請求の
監査結果について（通知）

令和元年 7 月 3 日に提出されました標記の住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査した結果を次のとおり通知します。

第1 請求の要旨

請求人から令和元年7月3日付けをもって受け付けた措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

1 請求の趣旨

(1) 請求対象の事実

「公文書公開決定通知書」と「公文書を保有していないことによる非公開決定通知書」が定型外封筒により簡易書留として郵送され、請求人は令和元年5月10日に受領した。

(2) 違法・不当な事実

上記の文書は請求人の「公文書公開請求書」に対する通知文書であるが、郵送方法は、定型郵便物によることが正当である。郵送料金は、定型郵便物は82円であるが、定形外郵便物料金120円に簡易書留料金310円が加算され430円となり、定形外・簡易書留により郵送したため、不当な公金の支出に該当する。

(3) 違法・不当な理由

ア 地方自治法第2条第14項は、事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるように努めなければならない。また、第232条の3は、支出負担行為は、法令に違反してはならないことを規定している。

イ 神戸市公文書管理規程は、郵送等の手続を定めているが、第25条第4項に、信書便の役務を利用して行う送付に係る文書は所管課において処理するものとする規定しているが、特に、簡易書留で郵送する根拠がない。

ウ 請求人は今までも公文書公開請求及び行政不服審査法に基づく審査請求を行っているが、通知文書は全て普通郵便であり、簡易書留による郵送されたことは一度も無い。

以上のとおり、本件の郵送方法の事務処理は、明らかに違法・不当な公金に該当する。

(4) 神戸市の損害額

定形郵便物料金は82円と定形外郵便物・簡易書留料金420円の差額338円

その他事務処理経費

2 請求する措置の内容

よって次のとおり必要な措置を講ずるよう求める。

(1) 神戸市長は、郵送等の手続について、信書便の取扱い基準を具体的に定めることを求める。

(2) 「神戸市公文書管理規程」は、実施機関市長部局を対象としているが、「神戸市情報公開条例」との整合性を図るため、条例化等を検討し条例の制定を求める。

また「公文書等の管理に関する法律」第34条の規定に基づく文書の適正な管理の施策を実施することが必要である。

(3) 公文書公開請求は、電子申請システムにより可能であるが、事前手続の情報交換・通知書類の送付等を「神戸市行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条

例」に基づき運用することを求める。

理 由

1 神戸市から「公文書公開決定通知書」、「公文書を保有していないことによる非公開決定通知書」が定形外封筒により簡易書留で郵送され受領したが、定形郵便物によることが正当であり、これは不当な公金の支出に該当する。

第2 監査の実施

1 監査対象

請求人は措置請求書、事実証明書において、神戸市から「公文書公開決定通知書」、「公文書を保有していないことによる非公開決定通知書」が定形外封筒により簡易書留で郵送され受領したが、定形郵便物によることが正当であり、これは不当な公金の支出に該当するとして、対象となる行為と不当事由を特定している。

これに基づいて、監査対象を、「公文書公開決定通知書」、「公文書を保有していないことによる非公開決定通知書」は定形郵便物によることが正当であり、定形外封筒により簡易書留で郵送したのは不当で、それにより市に損害が発生しているか否か、とする。

なお、措置請求書には上記以外にも、信書便の取扱い基準を具体的に定めること、「神戸市公文書管理規程」の条例化等の検討、「公文書等の管理に関する法律」第34条の規定に基づく文書の適正な管理の施策の実施、公文書公開請求にかかる情報交換・通知書類の送付等を「神戸市行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例」に基づき運用することを求める項目があるが、住民監査請求は住民に対し、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものであって、普通地方公共団体の事務全般を監督するための制度ではなく、監査請求において、監査委員は、請求された措置とは異なる内容の措置を講じるよう勧告することができ（岡山地裁平成6年4月27日判決）、地方自治法第242条第4項は「必要な措置を講ずべきことを勧告」していることから、これらについては監査対象とせず、判断に応じ必要な措置を検討する。

2 監査の実施

行財政局の関係職員から事情聴取を実施したほか、関係書類等について監査を実施した。

請求人に対しては、自治法第242条第6項の規定に基づき、令和元年8月5日に陳述の機会を設けた。また令和元年8月5日に新たな証拠の提出があった。

第3 監査の結果

1 事実の確認

公文書公開請求の経過、通知の取扱いにかかる事実関係を確認したところ、以下のとおりであった。

請求人が平成31年4月25日付けで行った公文書公開請求について、平成31年4月25日付けで市民参画推進局市民情報サービス課が受付け、行財政局法務支援課において対象となる公文書を特定し、令和元年5月9日付けで対象文書の一部については公文書を保有していないために非公開とすることを決定し、残りの対象文書について公開することを決定した。

当該請求において請求人は公開の実施方法として「写しの交付」を希望していたことから、対象文書の一部の公開決定後、法務支援課から請求人に対して電話で連絡し、請求人が文書を受け取りに来る日程（公開日）を調整した結果、公開日を令和元年5月15日とすることとした。

これらの決定に係る「公文書を保有していないことによる非公開決定通知書」及び「公文書公開決定通知書」については、法務支援課から請求人に対し、定形外封筒に封入して簡易書留の方法で、令和元年5月9日に神戸市役所内郵便局から郵送した。その後、公開日である5月15日に法務支援課の職員から請求人に対して対象文書の写しを交付したうえで、写しの作成に要した費用（コピー代）を請求人から受け取った。

また、本件の公文書公開請求より以前に、法務支援課が保有している公文書を対象とした公文書公開請求が、請求人から平成31年3月28日付け及び4月5日付けで同様に行われており、法務支援課において、それぞれ平成31年4月2日と4月18日に公開決定を行い、それぞれ4月4日と4月23日に対象文書の公開の実施（写しの交付）を行っている。この2回の公文書公開請求においては、公開決定した日と公開日までの日数が短かったことから、公文書公開決定通知書は公開日に対象文書の写しと併せて請求人に交付している。

2 当局の説明

行財政局法務支援課からは、次のとおり説明があった。

(1) 通知郵送の法的構成と郵送取扱い基準

神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）第13条において、公開請求に係る公文書の公開又は非公開の決定をしたときは、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により公開請求者に対して通知しなければならないとされているが、書面を公開請求者に届ける方法についての定めはない。

神戸市行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年12月条例第34号）において、条例等の規定により書面等で行うこととされている申請や処分通知等についても、電子情報処理組織を使用して行わせることができるとされているが、公文書公開請求に対する措置について、電子情報処理組織を使用することを定めた規則等は存在しない。

文書の郵送手続については、公文書管理規程（昭和35年4月訓令甲第8号）第25条に

基づいて各所管の公文書主任が処理することとされており、個別具体的な郵送方法の選択については各所管の裁量に委ねられている。

また、公文書管理規程は市長部局を対象としているが、教育委員会や水道局などにおいても同様の訓令や規程が制定され、公文書の管理について必要な事項が定められている。

なお、郵送手続き等の事務処理については、市民に対して義務を課したり、権利を制限するものではないので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 2 項で規定されている条例によらなければならない内容ではない。

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）は、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図るために、公文書等の管理に関する基本的事項等を定めている法律であり、第 34 条の規定において、地方公共団体についても、保有文書の適正な管理に関して必要な施策を策定、実施する努力義務が課せられている。

一般的な運用として、情報公開請求に係る公開決定等の通知については、定められた様式の決定通知書によることとされ、文書の真実性及び公信性担保の観点から当該決定通知書には公印を押印することとしており、請求者には押印済の決定通知書原本を窓口にて交付または郵送する取扱いとしている。

公開の実施方法について「写しの交付」を希望した場合には、決定通知等は公開日において請求者に交付することとしているが、公開決定から公開日まで時間がかかる場合については、先に請求者に対して決定通知を郵送することとしており、郵送方法については、送付する文書の内容等を総合的に考慮して所管毎に個別具体的に判断している。

(2) 今回の通知への適用と妥当性

今回の通知の郵送については、法務支援課において、公文書公開決定通知等を請求者の自宅に郵送することが初めてであったことや、公開実施日までに請求者に確実に届ける必要があること等を考慮して、請求者への到着を確認する必要があると判断して、簡易書留という郵送方法を選択したものであり、正当な目的のもとで裁量の範囲内の事務処理を行ったものであって、違法・不当な公金の支出に該当しない。

3 判 断

請求人の主張について、前記事実関係の確認、行財政局の説明及び関係資料の調査に基づき、次のように判断する。

理 由 「神戸市から「公文書公開決定通知書」、「公文書を保有していないことによる非公開決定通知書」が定形外封筒により簡易書留で郵送され受領したが、定形郵便物によることが正当であり、これは不当な公金の支出に該当する。」について

発送の方法として相手方に届いたことが確認できた方がよいとの判断から行ったことであり、裁量権の逸脱・濫用を認める事情もない。それ以上に妥当性を欠く事情もないので不当ではない。これにより市に損害が発生したとも認められない。

第 4 結 論

以上のことから、神戸市から「公文書公開決定通知書」、「公文書を保有していないことによる非公開決定通知書」が定形外封筒により簡易書留で郵送され受領したが、定形郵便物によることが正当であり、これは不当な公金の支出に該当する、という請求人の主張については理由がない。

よって、措置の必要を認めない。